

SPECIAL INTERVIEW

慶應義塾大学
大学院
商学研究科
教授

成には
ものの

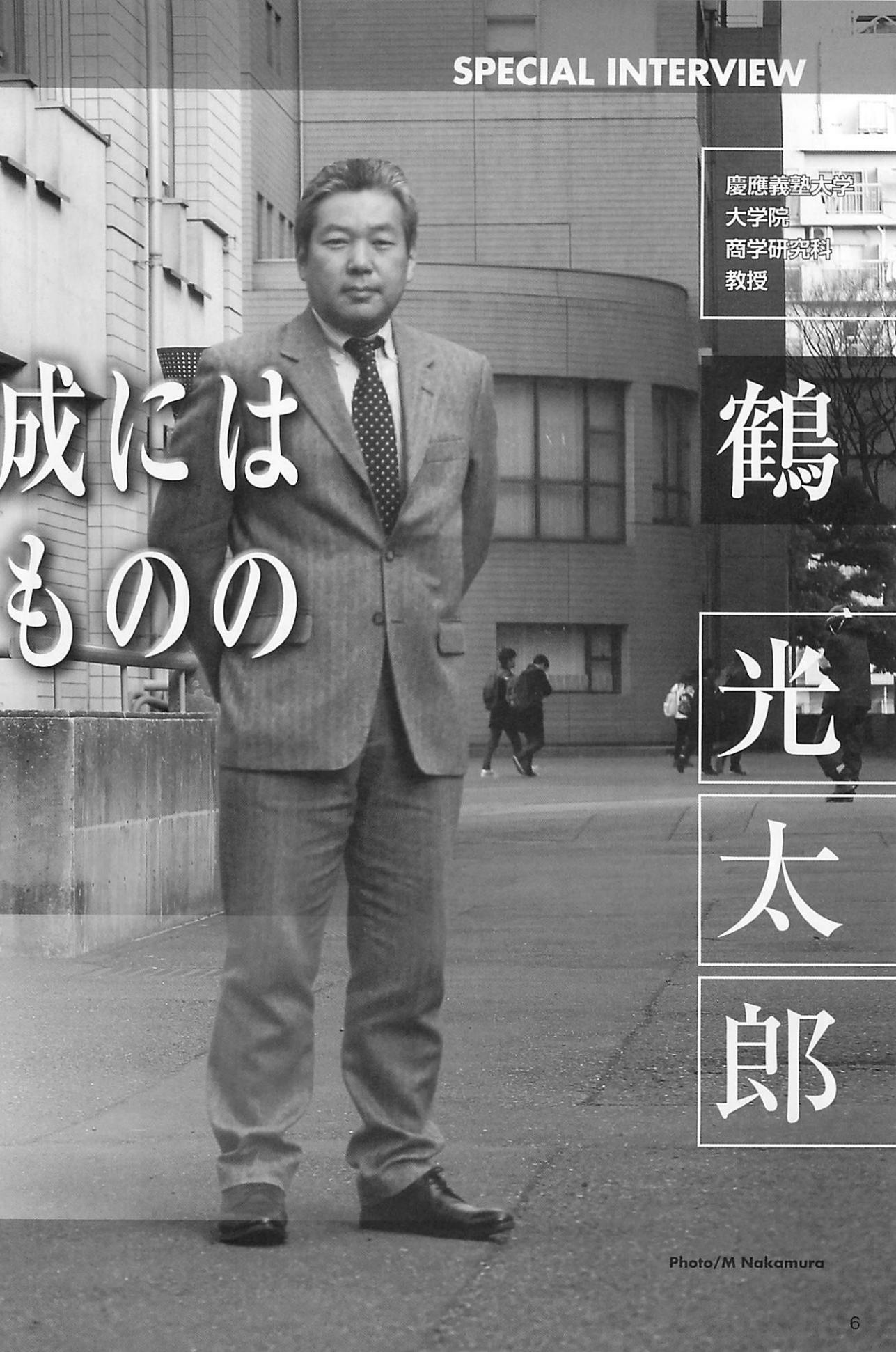
鶴

光

太

郎

Photo/M Nakamura



同一労働同一賃金の働き方改革の達成に向けた日本の真方その変革が必要

政府は昨年末、同一労働同一賃金でのガイドライン案をまとめた。正規労働者と非正規労働者の待遇差改善を目指す一連の動きの一環だ。だがこの中の、派遣労働に関する部分が物議をかもしている。慶應義塾大学鶴光太郎教授に聞いた。

(聞き手／編集部中村雅人)

派遣は本来、3者間の ワインワインの関係

——昨年12月20日、働き方改革実現会議（議長安倍晋三・内閣総理大臣）から同一労働同一賃金のガイドライン案が出ました。その中の派遣に関する記述（左表）が注目されています。直前には厚労省の検討会から中間報告が示されました。これを踏まえた上でガイドラインの発表ということでした

が、こと派遣に関する記述を見る限り、両者には随分温度差があると感じます。

鶴光太郎慶應義塾大学教授（以下鶴教授） 働き方改革実現会議と厚労省の検討会はどういう関係性なんでしょうか、まあよくわからないですよね。厚労省側の中間報告とガイドラインはほぼつながっていないのではないかと思う。

——どういう経緯でこのガイドライン案が出てきたのでしょうか。

鶴教授 同一労働同一賃金という言葉自体は、昨年1月国会での安倍総理の施政方針演説で出てきたものです。このあとに一億総活躍国民会議が働き方改革の中で同一労働同一賃金も検討していくことになり、それ

確かにこのガイドライン案には、検討会中間報告に見られるよつた派遣独自のシステムへの考察、配慮が全くといっていいほど見えません。

から衣替えした働き方改革実現会議で継続して議論されています。

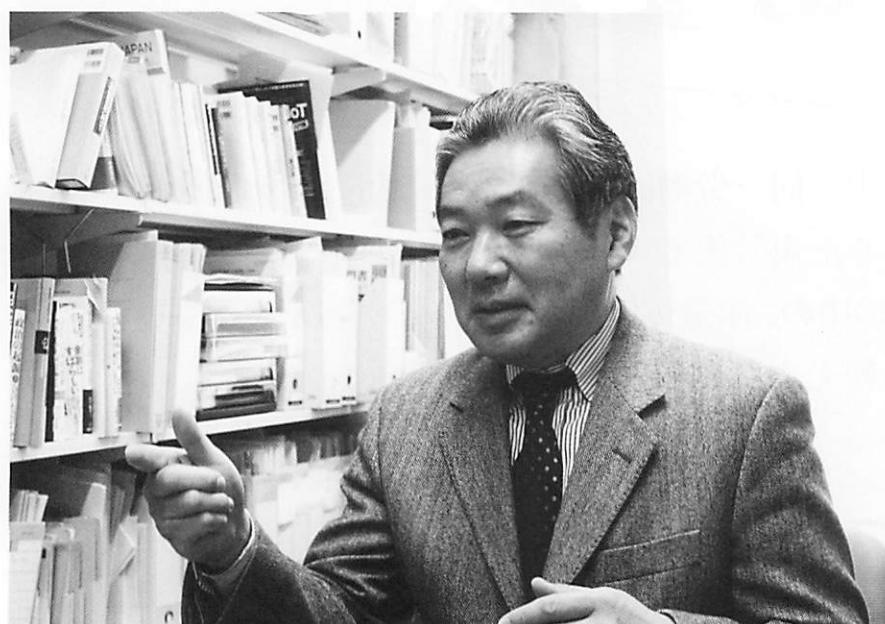
その中で、基本的な考え方を整理し、ガイドライン案を示し、最終的に法改正にまでつなげていこう

3. 派遣労働者

派遣元事業者は、派遣先の労働者と職務内容、職務内容・配置の変更範囲、その他の事情が同一である派遣労働者に対し、その派遣先の労働者と同一の賃金の支給、福利厚生、教育訓練の実施をしなければならない。また、職務内容、職務内容・配置の変更範囲、その他の事情に一定の違いがある場合において、その相違に応じた賃金の支給、福利厚生、教育訓練の実施をしなければならない。

（同一労働同一賃金ガイドライン案より抜粋）

が、去年の秋



という一連のスケジュールの中で、今回ガイドライン案が示されました。

派遣での均等とは

——厚労省はわざわざホームページで、「」のガイドライン案は、現時点では「案」であり、今後、関係者の意見や改正法案についての国会審議を踏まえて、最終的に確定され、これから検討される改正法案の施行時期に合わせて施行される予定です。このため、今回のガイドライン案を守っていないことを理由に、行政指導等の対象になることはありません。」としています。確かにガイドライン案のこの文面だけ捉えて今後の労働者派遣を憂慮するのは早計でしょうが、「改正派遣法を遵守するために苦労してようやく教育訓練システムなどを作り上げ、その他の対応もやつとこざ」というところにまたこれが。派遣イメージではないか」というのが業界関係者の

偽らざる声です。

鶴教授 派遣労働者は本来自分で職探しを派遣会社にしてもらつて仕事を得ます。一方、ヒトが欲しい企業の方は、自分でヒトを探す代わりに派遣会社を利用す。ポイントは、派遣先も、働く側の派遣スタッフも、両方とも職探し、人探しに必要なコストを、派遣会社に依頼することで削減できているわけです。ということは、派遣先にしてみれば、人探しの部分で削減できたコストを多少なりとも派遣会社に渡す、派遣スタッフ側にすると、職探しの手間が省けるのだから、少しくらい正規社員と比べて賃金が安くても納得できる部分があるはずです。そうやつて互いに削減できたコストをうまく分け合いましょうということで、派遣先と派遣元と労働者の3者がウインウインの関係にあるということが基本的な派遣の考え方と思います。

この基本から言うと、多少の賃金格差が派遣先正社員との間にあ

ります。しかしこのガイドライン案の書き方では、私は経済学的に全く納得できません。派遣という業態つて仕事を得ます。一方、ヒトが欲しい企業の方は、自分でヒトを探す代わりに派遣会社を利用す。ポイントは、派遣先も、働く側の派遣スタッフも、両方とも職探し、人探しに必要なコストを、派遣会社に依頼することで削減できているわけです。ということは、派遣先にしてみれば、人探しの部分で削減できたコストを多少なりとも派遣会社に渡す、派遣スタッフ側にすると、職探しの手間が省けるのだから、少しくらい正規社員と比べて賃金が安くても納得できる部分があるはずです。そうやつて互いに削減できたコストをうまく分け合いましょうということで、派遣先と派遣元と労働者の3者がウインウインの関係にあるということが基本的な派遣の考え方だと思います。

——さて、このガイドライン案全體のお話をお聞きします。

鶴教授 率直に言つてある意味、

ガイドライン案 本体の中身

——さて、このガイドライン案全體のお話をお聞きします。

ただし、これは概ね想定の範囲

——さて、このガイドライン案全體のお話をお聞きします。

ただし、これは概ね想定の範囲

なかなか突っ込んだところに踏み込んでいるとは感じています。

まずわかりやすいところから言

いますと、合理的な格差はいい、しかし不合理な格差は解消しまし

ょう、という基本的な考え方です。ヨーロッパ的な流れも鑑みていきましょう、と。その中で、合理的

書き方では、私は経済学的に全く納得できません。派遣という業態

特有のマージンの話が全く考慮されていない。互いのコスト削減と派遣元のマージンという形で折り合える話です。

——ガイドライン案の派遣部分については厚労省の幹部も、「職務待遇確保法、均等・均衡の強化が今求められており、今後の方針性としてこのように示した。しかし中間報告で述べているように、派遣についてはなおていねいな議論が必要」とした上で、「制度設計、法改正の議論においてまさにこれから検討課題で議論を深めていく中で整理していく」と述べています。今後の適切な検討プロセスを待ちたいものです。

しかし、全く同じにしなければならない場合（均等処遇）、これにはつきり示しました。均等と均衡を分けて、均等ということもしつかりやる必要があるとし、手当等についても、差をつける意味がないのであれば同じにしなければいけないと、ここではかなり踏み込んでいます。

基本給の因数分解が果たして出来るか
正社員待遇に触れずに改革が可能か

非正規問題は、待遇を無視して語れない

わなかつた、という驚きが率直に言つて2点ほどあります。第1に賞与です。

基本的に賞与については「扱うべき」となっていますが、賞与とどういったのは判断が大変難しい問題です。ガイドライン案では「会社の業績への貢献」というところで示されていますが、賞与はそれだけの意味合いではない場合もある。

支払いがボーナス月の返済などもあるでしょう。その中で、今まで出していないところに出せと言っているわけだから非常に厳しい話だと思います。

ら、分け合う形しか考えられません。そうすると当然正社員の待遇の話になるはずなのです。正社員待遇には手を付けないと言つているわけですが、突き詰めると、やはり、正社員の方とある程度わかつち合うという方向、事をやらないとこの全体のフレームワークを満たすことは出来ない、ということです。正社員待遇の引き下げ以外にどういうやり方があるのでしょ

と、正社員、非正規社員それぞれの基本給の中で、どれくらいがそれぞれ1、2、3に応じた部分なのかということを明確にそれぞれ分解できていなければならぬことです。では今、企業の人事がそれぞれにどれくらいかなどを説明できるのでしょうか。しかもこれは表に出る話です。企業内でこつそりやる話ではないのです。もし裁判になれば、明らかにどの部分がどう、ということが示されないとならない。示すことができないのなら裁判にもなりません。ですからこのガイドライン案が有効になるためには、賃金が1、2、3について、これはこれ、と完全に因数分解できている必要があるということです。しかもそれを白日に晒すということにもなります。もしこれを行うとなると日本の賃金制度に破壊的な改革が進むでしょう。

結局日本の年功賃金というものが、なぜ40歳以上も上がり続けていくのか、といえば、それは本当は「ある程度の年齢では子育てもあるし大変だよね」という生活給を根本にしているからです。いくらあとから職能制度とか長期の熟練などを出し、どんどん熟練してスキルアップを図って昇給、という制度を作り上げたとしても、もともとの本音は生活給。本音がそうだと因数分解した結果はそこに行き着きます。40、50歳代になつたら素晴らしい能力が全員出てくる、そういう話をするのですか？

ということです。

このように賃金の分解、明示化は根本は革命的な話になります。そしてこの話は、同一労働同一賃金などという話よりもつとつと大きな話です。

これが出来るのならば、そもそも

このように賃金の分解、明示化は根本は革命的な話になります。そしてこの話は、同一労働同一賃金などという話よりもつと大きな話です。

う話は吹っ飛びし、そもそもこの
ような話にはならないでしょ。

面白目に突き詰めて考えると、
やはり正社員の世界を大きく変え
るという話になるはずなのです。

ただ、それは、経営側も労働側も
政治側も誰もやりたくないのです。
す。

——原資の話で言えば、一説では
企業内留保が多すぎる、なぜ労働
者側に分配しないのかといった話
もありますが。

鶴教授　企業は溜め込んでいると
言いますが、溜め込むにもそれな
りにコストがかかります。溜め込
まずにやるほうが儲かるならとつ
くにやっているでしょう。現実的
に溜め込んでいるのはそれなりの
理由があると思います。それはや
はりバブルの崩壊で企業のマイン
ドが冷え込んだことが大きい。最
後にはメインバンクが助けてくれ
ると言う神話は崩壊し、金をたく
さん借りていると結局大変なこと
になると思い知ったのです。

その結果できるだけ無借金経
営、そして最終的に内部留保だけ
くしているのです。

が頼りになってしまっているわけ
です。これは企業責任というより
も、企業は色々な環境の中を見て
して楽観的になれないのです。で
すから消費も上がらない、賃金も
それほど上げられない。企業にし
ても、今後日本がどんどん成長し
ていくのが難しいことくらいわか
っている。その中で、では投資を
増やせるのか、ベアをあげられる
のか、非正規の待遇を改善してい
けますかということです。

根本は、これまで日本の労働に
様々環境変化が起きた時に、結
局何も手を付けなかつた。何も変
えないまま状況対応しようとする
れば、それは非正規で埋めましょう、
派遣を使いましょう、となります。
入り口を非正規にしよう、でもコ
アに成るところは変えません、と
正社員制度に手を付けず温存して
きた。のことこそが、結局は今、
そして将来に対しても対応を苦し
くしているのです。

PROFILE

鶴 光太郎 (つる こうたろう)

1960年東京生まれ。1984年東京大学理学部数学科卒業、オックスフォード大学D.Phil.(経済学博士)。後経済企画庁、OECDエコノミスト、日本銀行金融研究員、経済産業研究所を経て2012年4月より慶應義塾大学大学院商学研究科教授。経済産業研究所プログラム・ディレクターを兼務。元内閣府規制改革会議雇用WG座長(2013~16)。

